

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第54期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	146,579	137,130	81,455	86,220	88,558
経常利益 (百万円)	14,870	19,965	3,832	11,319	22,300
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,728	10,485	1,777	5,550	13,384
包括利益 (百万円)	9,073	9,516	3,246	7,352	12,039
純資産額 (百万円)	371,670	348,941	340,287	337,242	337,377
総資産額 (百万円)	434,648	414,183	390,585	396,291	399,585
1株当たり純資産額 (円)	4,345.53	4,300.19	4,189.98	4,141.43	4,139.74
1株当たり当期純利益 (円)	94.48	126.78	21.94	68.37	164.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	94.39	122.54	20.73	64.86	156.49
自己資本比率 (%)	85.5	84.1	86.9	84.8	84.1
自己資本利益率 (%)	2.2	2.9	0.5	1.6	4.0
株価収益率 (倍)	45.2	33.0	169.5	54.8	25.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,313	17,303	8,549	15,962	16,828
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,101	11,375	20,547	18,420	△4,367
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△50,782	△12,446	△12,184	△12,184	△12,183
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	218,672	234,905	251,818	274,017	274,295
従業員数 (人)	1,077	1,084	1,065	1,026	982

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	129,963	117,241	66,356	73,671	80,724
経常利益 (百万円)	15,725	11,893	3,460	7,493	23,036
当期純利益 (百万円)	10,165	8,391	3,308	6,053	14,660
資本金 (百万円)	14,840	14,840	14,840	14,840	14,840
発行済株式総数 (株)	89,597,500	89,597,500	89,597,500	89,597,500	89,597,500
純資産額 (百万円)	360,568	335,791	328,620	324,519	325,782
総資産額 (百万円)	423,715	397,738	376,188	383,632	386,664
1株当たり純資産額 (円)	4,208.07	4,130.05	4,038.32	3,984.69	3,996.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)
1株当たり当期純利益 (円)	109.85	101.27	40.76	74.58	180.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	109.75	97.86	38.65	70.76	171.42
自己資本比率 (%)	85.0	84.3	87.1	84.3	83.9
自己資本利益率 (%)	2.7	2.4	1.0	1.9	4.5
株価収益率 (倍)	38.9	41.4	91.3	50.3	23.4
配当性向 (%)	136.5	148.1	368.0	201.1	83.1
従業員数 (人)	859	862	849	817	778
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	101.8 (130.7)	103.3 (116.5)	96.0 (133.7)	100.1 (154.9)	114.4 (147.1)
最高株価 (円)	4,915	5,120	4,375	3,950	4,810
最低株価 (円)	3,585	3,970	3,415	3,395	3,645

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2 【沿革】

年月	主たる沿革
1966年4月	株式会社中央製作所設立(本社 愛知県名古屋市)。 名古屋工場、東京支店、大阪支店、本社業務部(現本社)を開設。
1966年5月	株式会社三共製作所に商号変更。
1966年11月	株式会社三共に商号変更。
1968年11月	九州地区の販売拠点として福岡市に九州支店(現福岡支店)を開設。
1969年4月	北海道地区の販売拠点として札幌市に札幌支店を開設。
1970年9月	中国・山陰地区の販売拠点として広島市に広島支店を開設。
1970年11月	東北地区の販売拠点として仙台市に仙台支店を開設。
1971年4月	北関東・信越地区の販売拠点として群馬県桐生市に北関東支店(現群馬県高崎市)を開設。
1971年5月	中部・北陸地区の販売拠点として名古屋市に名古屋支店を開設。
1975年11月	生産拡大のため群馬県桐生市に桐生工場を開設。
1980年7月	超特電機「フィーバー」を発売。
1981年4月	本社を群馬県桐生市に移転。
1984年7月	神奈川・京浜地区の販売拠点として横浜市に横浜支店を開設。
1991年4月	単位株制度の導入等のため、三共産業株式会社に吸収合併され、同日付をもって商号を株式会社三共に変更。
1991年8月	定款上の商号を株式会社SANKYOに変更。
1991年10月	社団法人日本証券業協会に株式を店頭売買銘柄として登録。
1992年2月	インターナショナル・カード・システム株式会社(現連結子会社)を買収。
1992年3月	三共化成株式会社(現株式会社三共エクセル(現連結子会社))を買収。
1992年4月	株式会社ダイワ電機製作所(現株式会社三共エクセル(現連結子会社))を買収。
1994年9月	ホール向けPOSシステム等のシステム機器販売開始に伴い、パールライン事業部をパーラー事業部に組織変更。
1994年12月	三共運送株式会社(現非連結子会社)を買収。
1995年8月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
1996年3月	株式会社大同(現株式会社ビスティ(現連結子会社))を買収。
1997年4月	研究開発体制の強化のため商品本部を新設。
1997年9月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
1998年3月	株式会社三共クリエイト(現連結子会社)を設立。
1998年9月	東京都渋谷区に東京本社(現本社)完成。
2001年4月	群馬県伊勢崎市に三和工場を開設、生産拠点を桐生工場より移転。
2005年10月	三共化成株式会社(存続会社)が株式会社ダイワ電機製作所と合併し株式会社三共エクセル(現連結子会社)に商号変更。
2006年7月	管理機能の強化のため管理本部を新設。
2007年4月	知的財産本部を新設。
2008年4月	CEO、COO体制、執行役員制度を導入。 内部監査室を新設。
2008年8月	本社を東京都渋谷区に移転。
2009年6月	東京都渋谷区に研究開発棟完成。
2010年4月	商品本部に商品戦略室を新設。
2011年4月	商品本部にPS開発部を新設。
2012年3月	株式会社ジェイビー(現連結子会社)を買収。
2012年4月	営業本部に販売業務部を新設。
2012年9月	NET企画室を新設。
2017年4月	商品本部に商品企画部を新設。 事業企画部を新設。
2018年4月	商品本部に業務部を新設。

3 【事業の内容】

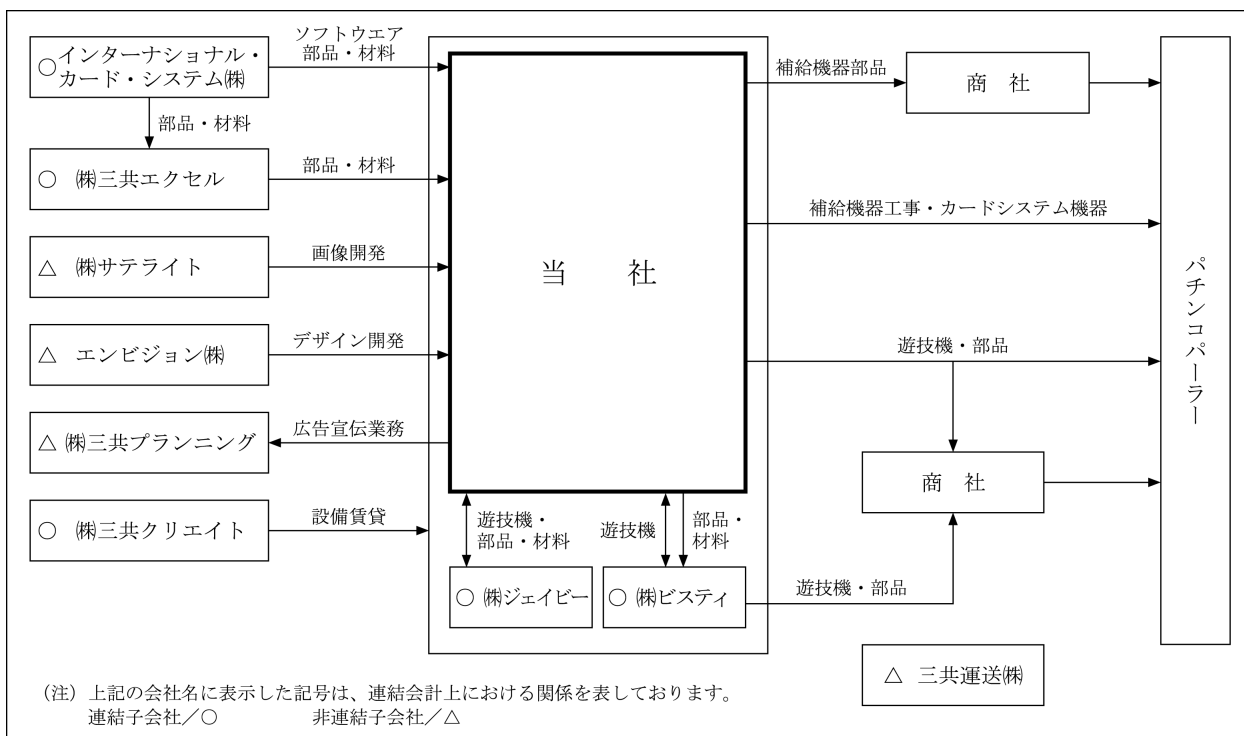
(1) 当社の企業集団は㈱SANKYO（当社）及び子会社9社（当連結会計年度末現在）並びに関連会社2社で構成されております。

当社グループが営んでいる事業内容、主な関係会社の当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

区分	事業内容	会社名
パチンコ機関連事業	パチンコ機、パチンコ機ゲージ盤の製造販売、関連部品販売及びパチンコ機関連ロイヤリティー収入	㈱SANKYO、 ㈱三共エクセル、㈱ビスティ、 インターナショナル・カード・システム㈱、
パチスロ機関連事業	パチスロ機の製造販売、関連部品販売及びパチスロ機関連ロイヤリティー収入	㈱ジェイビー、三共運送㈱、 ㈱三共プランニング、㈱サテライト、 エンビジョン㈱
補給機器関連事業	パチンコ・パチスロ補給装置、カードシステム機器、ホール設備周辺機器販売及び補給機器関連ロイヤリティー収入	㈱SANKYO、㈱三共エクセル、 インターナショナル・カード・システム㈱
その他	モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸収入、ゴルフ場運営、一般成形部品販売その他	㈱三共エクセル、三共運送㈱、 インターナショナル・カード・システム㈱、 ㈱サテライト、エンビジョン㈱

㈱三共
クリエイト

(2) 事業の主たる系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) 株式会社三共エクセル	群馬県みどり市	250	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業 補給機器関連事業 その他	100	なし	パチンコ機械の合成樹脂部品の製造 及び電子部品の組立を主に担当して おります。
株式会社ビスティ (注2)	東京都渋谷区	500	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業	100	なし	独自のブランドで遊技機を製造販売 しており、当社は遊技機・部品を供 給しております。
株式会社 三共クリエイト	東京都渋谷区	24	その他	100	なし	不動産の賃貸及び管理業務を営んで おり、当社は土地建物等を賃借して おります。当社の役員3名が役員を 兼任しております。
インターナショナル・ カード・システム 株式会社	東京都渋谷区	151	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業 補給機器関連事業 その他	100	なし	遊技機の量産部材の調達及びカード ユニットの部品販売をしており、当 社は主に基板等を購入してしま す。当社の役員1名が役員を兼任し ております。
株式会社ジェイビー	東京都渋谷区	364	パチンコ機関連事業 パチスロ機関連事業	100	なし	独自のブランドで遊技機を製造販売 しており、当社は部品の供給及び販 売業務を担っております。当社の役 員1名が役員を兼任しております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 株式会社ビスティについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、同社は特定子会社に該当します。

主要な損益情報等	(1) 売上高	17,428百万円
	(2) 経常利益	1,913百万円
	(3) 当期純利益	1,328百万円
	(4) 純資産額	6,979百万円
	(5) 総資産額	20,924百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
パチンコ機関連事業及びパチスロ機関連事業	827
補給機器関連事業	39
その他	25
全社（共通）	91
合計	982

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 「パチンコ機関連事業」及び「パチスロ機関連事業」の従業員数につきましては、両事業に係わる同一担当者が多くセグメント別の把握が困難であるため、一括して記載しております。
- 3 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
778	42.7	16.8	7,280

セグメントの名称	従業員数(人)
パチンコ機関連事業及びパチスロ機関連事業	649
補給機器関連事業	38
全社（共通）	91
合計	778

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 「パチンコ機関連事業」及び「パチスロ機関連事業」の従業員数につきましては、両事業に係わる同一担当者が多くセグメント別の把握が困難であるため、一括して記載しております。
- 4 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社三和工場にSANKYO労働組合が結成されておりますが、労使関係は安定した状態であり、特記すべき事項はありません。なお、連結子会社においては労働組合の結成はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、健全なレジャーの発展と心豊かな社会づくりに貢献するため、パチンコ・パチスロ業界のリーディングカンパニーとしての使命を果たすことを基本理念としております。

また、当社グループには、株主の皆さまをはじめ、お客さまであるパーラー、ファン、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーが存在しております。この各ステークホルダーと永続的に良好な関係を保つことが、経営の最重要課題であり、以下の諸点をグループにおける経営の基本方針としております。

- ① ステークホルダーの利益の最大化と最適な配分
- ② 法令、社会規範、企業倫理の遵守
- ③ 経営の効率化と透明性の向上
- ④ 全従業員一人一人の意欲の増進と能力開発
- ⑤ パチンコ・パチスロ業界の社会的信頼の向上

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、パチンコ・パチスロ市場でのシェア拡大により業界における確固たる地位を構築することで、安定的かつ永続的な成長を目指しております。その成果は売上高営業利益率に反映されるものと考えており、売上高営業利益率の向上を目標として、商品企画・開発・生産・販売の競争力を高めるための様々な施策を検討・実施しております。また、広告宣伝の効率化、使用部材の共通化、物流の合理化などのコストダウン策にも継続的に取り組んでまいります。

なお、直近3期における売上高営業利益率の推移は下表に示すとおりです。

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高営業利益率 (%)	6.2	11.8	24.0

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、成長性の維持と収益性の向上を実現するため、経営資源を遊技機関連事業に集中投入し、他社が追随できないような「独創的な商品」を提供することで産業の活性化を図り、市場をリードし続けるメーカーとして競争優位性の確立を目指します。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、主に以下の2点であります。

① 規制環境等の変化への迅速な対応

改正遊技機規則が施行され、市場に設置されているパチンコ・パチスロ遊技機が完全に新規則機に移行するまでの経過措置期間は残り2年を切る状況となりました。パチンコ・パチスロ業界は、改正遊技機規則により出玉性能を従来の3分の2程度に抑えた遊技機に移行することでのめり込みの抑制を図るほか、遊技機メーカー・パチンコパーラーを中心に依存症問題への対応として様々な取り組みを進めております。一方で、改正遊技機規則により出玉性能の制限基準が明確になったことから、遊技機メーカーがこれまで出玉制限を目的に行ってきた自主規制のうち必要性の薄れたものについては緩和するなどの措置により、多様なゲーム性の遊技機が開発可能になっており、依存症問題への対応と並行して新規・休眠ファンにも手軽に楽しんでもらえるような、バラエティに富んだ商品開発に向けて創意工夫の余地が広がりつつあります。当社グループでは2019年3月期におきまして、設定付きパチンコ及び日工組の内規改定による確率変動高継続タイプの商品などで他社に先行いたしました。今後も規制環境の変化の趣旨等を踏まえた上で、遊技金額を抑えつつ多様なゲーム性を有する商品を開発し、提供してまいります。

② 収益力強化に向けた取り組み

収益力強化の取り組みとして、引き続きパチンコ・パチスロの販売増・シェアアップ及びコストダウン等に注力してまいります。

厳しい市場環境下ではありますが、販売増・シェアアップにつきましては、前述の取り組みにより新規則や自主規制の変更に準拠しつつ、新規性に富んだゲーム性の遊技機をいち早く市場投入し、販売増・シェアアップを図ってまいります。

また、コスト面では近年の販売の少ロット化傾向が続く中でも利益が出せるよう、原価低減及び開発費の抑制に取り組んでおり、一定の成果が表れております。改正遊技機規則の施行後、新機種の型式試験適合率が低い水準で推移しておりますが、今後は改善に向かうことも予想され、開発機種数が増加することも想定されます。引き続き開発期間の短縮化及び原価・費用などコスト配分にメリハリをつけ、商品ごとの損益管理を徹底することなどにより、利益率の改善に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの次期及び将来における経営成績や株価、財政状態等に影響を及ぼすおそれのある経営上のリスクに下記ものが考えられます。なお、文中の将来に関する記述は当連結会計年度末現在において当社グループが想定し、判断したものでありますが、発生の可能性があるリスクのすべてを網羅したものではありません。

(市場環境の変化)

当社グループの主たる事業である遊技機及び補給機器等の販売における主な顧客はパーラーです。パーラーの経営環境悪化及びそれに伴う需要の縮小や市場構造の変化は当社グループの販売成績を左右する要因になります。

特に昨今はパーラーの遊技機に対する評価の目は厳しく、ファンを飽きさせないような人気が長続きする商品を厳選導入する機運が強まり、その他大半の商品は十分な注目を集めるに至っておりません。当社グループでは商品競争力の強化を図りシェアの拡大につなげることを目指しておりますが、遊技機の開発には1年から2年前後の期間を要するため、開発着手後の市場ニーズの変化に柔軟に対応できなかった場合や、他社の人気商品などと販売時期が重なった場合、当社グループの販売計画や経営成績等が影響を受ける可能性が考えられます。

(法的規制について)

当社グループが主たる事業とする遊技機の開発、製造及び販売に関しては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」など様々な法規制・基準があり、これに則った厳正な運用が求められております。従って、法規制等に重大な変更が加えられた場合、当社グループの販売、経営成績等に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

(知的財産権について)

近年では、著名人やアニメ、人気キャラクターなどとタイアップした遊技機が主流となっております。こうした流れにおいて、採用キャラクターなどの肖像権や著作権といった知的財産権の取扱いが増えるに従って、知的財産を巡る係争も増加しております。

当社グループでは、「知的財産本部」を中心にして、キャラクター等の取扱いにあたっては十分な調査を実施し、当該係争を回避するため細心の注意を払っております。ただし、今後当社の認識しない新たな知的財産権が成立した場合には、当該権利保有者による損害賠償の請求などに至る危険性も否定できません。その際、当社側に瑕疵が認められた場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(新機種の開発について)

パチンコ及びパチスロ等遊技機の製造及び販売に当たっては、一般財団法人保安通信協会（保通協）等、国家公安委員会が指定する試験機関が風営法施行規則等に基づいて実施する型式試験に適合する必要があります。昨今のファンニーズの高度化や遊技機の技術構造の進化への対応が必要となる一方で、型式試験の期間が長期間に亘ったり、適合に至らなかった場合、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性も考えられます。当社グループといたしましては、長年培ってきた商品の開発技術力やノウハウを活かして、当初計画に即した順調な新機種投入に努めてまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調が継続する一方、諸外国の通商問題の影響、中国経済の減速など、先行き不透明な状況が続いております。

当パチンコ・パチスロ業界におきましては、2018年2月1日付で施行された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」（いわゆる改正遊技機規則）により、旧規則機と新規規則機の販売が混在する状況となりました。パチンコ機においては、改正遊技機規則により新たに認められた設定付きパチンコ機が登場し、話題を集めました。新規規則機への移行は最大2021年1月末まで猶予があることから、パチンコ機においては積極的に購入するまでには至っておらず、新規規則機の認知・普及は低調となっております。一方、パチスロ機においては、改正遊技機規則等が適用されたいわゆる6号機の販売タイトルが少なく、市場は盛り上がり欠けている状況です。

こうした中、当社グループでは旧規則機とともに、新規規則機も順次市場に投入し、パチンコ12タイトル（リユース機を除く）を販売いたしました。2018年8月に設定付きパチンコ機の業界第1弾となる「フィーバー革命機ヴァルヴレイヴW」を発売し、さらに、パチンコメーカーの組合である日本遊技機工業組合（日工組）の内規改定により2019年2月から新たに設置が可能となった確率変動高継続タイプの遊技機においても、当社グループの看板タイトルである「エヴァンゲリオン～超暴走～」を他社に先駆けて発売するなど、当社グループの強みを発揮し、遊技機規則改正等の環境の変化にスピーディに対応することができました。一方、パチスロ機においては、6号機1タイトルを含む、5タイトルを販売いたしました。

損益面については、従来から取り組んでいた部品の共通化による原価低減や、商品開発の効率化、機種ごとのコスト管理の徹底による研究開発費の抑制などが奏功し、利益率の改善が進んだことで大幅な増益を果たすことができました。

以上の結果、売上高885億円（前期比2.7%増）、営業利益212億円（同109.1%増）、経常利益223億円（同97.0%増）、投資有価証券評価損等の特別損失の計上はあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は133億円（同141.1%増）となりました。

目標とする経営指標である売上高営業利益率は前連結会計年度の11.8%から12.2ポイント改善し24.0%となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(パチンコ機関連事業)

パチンコ機関連事業につきましては、2017年8月に発売したSANKYOブランドの「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」のロングランヒットによる追加販売、「フィーバーバイオハザード リベレーションズ」（2018年11月）、「フィーバーマクロスフロンティア3」（2019年3月）などの旧規則機の販売が堅調に推移いたしました。新規規則機については、B i s t yブランドの「エヴァンゲリオン～超覚醒～」及び「エヴァンゲリオン～超暴走～」（2019年3月）、その他リユース機等を中心に、設定の搭載や新内規に対応した特徴的な商品を発売いたしました。その結果、マーケットが少ロット化傾向にある中、バリエーション豊かな商品を提供し、前期を上回る販売台数を確保いたしました。

以上の結果、売上高757億円（前期比12.7%増）、営業利益268億円（同84.4%増）、販売台数196千台となりました。

(パチスロ機関連事業)

パチスロ機関連事業につきましては、当社グループ初の6号機となるB i s t yブランドの「パチスロ エヴァンゲリオンAT777」(2019年2月)を発売し、パーラーにおいて6号機への入替機運が低調の中、1万台を超えるヒット商品となりました。しかしながら、厳しいマーケット環境を背景にその他商品の販売が振るわず、苦戦を強いられました。

以上の結果、売上高59億円(前期比46.5%減)、営業損失9億円(前連結会計年度は1億円の営業利益)、販売台数17千台となりました。

(補給機器関連事業)

補給機器関連事業につきましては、売上高62億円(前期比14.2%減)、営業利益4億円(同11.7%減)となりました。

(その他)

その他につきましては、売上高5億円(前期比7.7%増)、営業損失3億円(前連結会計年度は4億円の営業損失)となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

① 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
パチンコ機関連事業	76,411	110.5
パチスロ機関連事業	6,254	54.6
補給機器関連事業	6,214	85.8
合計	88,880	101.2

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
パチンコ機関連事業	71,172	96.8	1,904	29.2
パチスロ機関連事業	6,112	64.2	158	619.8
補給機器関連事業	6,164	90.9	188	79.1
合計	83,449	92.9	2,250	33.2

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
パチンコ機関連事業	75,792	112.7
パチスロ機関連事業	5,979	53.5
補給機器関連事業	6,214	85.8
その他	571	107.7
合計	88,558	102.7

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は3,995億円であり、前連結会計年度末と比べ32億円増加しました。これは主に、投資有価証券評価損36億円の計上などにより投資有価証券が57億円減少となりましたが、受取手形及び売掛金が41億円、有価証券が30億円、有償支給未収入金が15億円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は622億円であり、前連結会計年度末と比べ31億円増加しました。これは主に、電子記録債務が12億円減少となりましたが、未払法人税等が20億円、支払手形及び買掛金が19億円それぞれ増加したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ1億円増加しました。これは主に、配当金の支払い121億円、その他有価証券評価差額金が14億円減少した一方、親会社株主に帰属する当期純利益133億円計上、新株予約権が2億円増加したことによるものであります。この結果、純資産は3,373億円となり、自己資本比率は0.7ポイント減少し、84.1%となりました。

セグメント別の資産は次のとおりであります。

パチンコ機関連事業の資産は1,171億円となり、前連結会計年度末と比べ105億円増加しました。

パチスロ機関連事業の資産は174億円となり、前連結会計年度末と比べ51億円減少しました。

補給機器関連事業の資産は96億円となり、前連結会計年度末と比べ5億円増加しました。

これら当社主力事業セグメントは製品及びサービスを販売する市場・顧客が共通しており、当連結会計年度においてはパチンコ機関連事業が前期比12.7%増収、パチスロ機関連事業が前期比46.5%減収、補給機器関連事業が前期比14.2%減収となったことを受けて上記のような資産の変動となっております。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金）は、前連結会計年度末と比べ2億円増加し2,742億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末と比べ8億円増加し168億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益183億円、投資有価証券評価損36億円、減価償却費30億円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額41億円、法人税等の支払額26億円、有償支給未収入金の増加額15億円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末と比べ227億円減少し43億円の資金の支出となりました。収入の主な内訳は、有価証券の償還による収入760億円、定期預金の払戻による収入111億円であり、支出の主な内訳は、有価証券の取得による支出780億円、定期預金の預入による支出111億円、有形及び無形固定資産の取得による支出23億円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末とほぼ同額の121億円の資金の支出となりました。これは主に、配当金の支払額121億円によるものであります。

当社グループの運転資金の主な内容は、材料仕入、支払販売手数料、研究開発費等の製造費、販売費及び一般管理費等営業費用であります。主な設備投資の計画については、第3「設備の状況」3「設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

当社グループの運転資金及び設備投資資金については、原則として内部資金により調達することとしております。また、当社グループは健全な財務状態、活発な営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力によって、将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能であると考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社ビスティ	フィールズ株式会社	パチンコ機	販売委託契約	2013年10月1日から 2014年9月30日まで 以降1年毎の自動更新
株式会社ビスティ	フィールズ株式会社	パチスロ機	遊技機販売取引基本契約	2013年10月1日から 2014年9月30日まで 以降1年毎の自動更新

5 【研究開発活動】

当社グループは『創意工夫』の基本方針のもと、市場ニーズを先取りしてパーラー及びファンの皆さまに満足していただくだけでなく、パチンコ・パチスロ産業が末永く大衆娯楽として支持されるために、潜在ファン・休眠ファンにも関心を持っていただけるようなアミューズメント性の高い遊技機の研究開発に取り組んでおります。

現在、グループの研究開発活動は、当社商品本部及び各子会社の開発部門で行っており、研究開発担当のスタッフは当連結会計年度末時点で294名、研究開発費の総額は146億円であります。

セグメント別の研究開発活動は次のとおりであります。

(1) パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業は、当社商品本部、株式会社ビスティ及び株式会社ジェイビーを中心に商品開発を行っており、当連結会計年度におきましては、SANKYOブランド9タイトル、B i s t yブランド2タイトル、JBブランド1タイトル、グループ合計で12タイトルを販売いたしました。

主な取り組みとしまして、「フィーバーアクエリオンW」、「フィーバーマクロスフロンティア3」（以上SANKYO）及び「エヴァンゲリオン～超覚醒～」、「エヴァンゲリオン～超暴走～」（以上ビスティ）といった人気アニメ著作権のシリーズ機を中心に役物ギミック・液晶CG・サウンド・多様なゲーム性の構築・専用筐体による差別化等、様々な試みを行いました。

2018年2月の規則改正に伴い、従来パチスロのみに認められていた最大6段階の大当たり確率設定を搭載し、業界最速導入を果たした「フィーバー革命機ヴァルヴレイヴW」（SANKYO）、6穴クルーンを使い、視覚的に大当たり確率が上がっていくかのように訴求させて、実玉による抽選のアツさを体感できる「フィーバー蒼穹のファフナー2」（SANKYO）、シンプルで分かりやすいゲーム性が変わらぬ人気を誇る「J-RUSH4」（ジェイビー）等、多様な遊技機の開発も継続的に行っています。

また、「どらむ☆エヴァンゲリオンPINK」、「ドラムゴルゴ13」では、それぞれ1つの著作権を液晶機とドラム機の2タイプの商品開発を行う等、新しい試みを行いました。

当事業に係る研究開発費は114億円であります。

(2) パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業は、当社商品本部及び株式会社ビスティを中心に商品開発を行っており、当連結会計年度におきましては、SANKYOブランドで3タイトル、B i s t yブランドで2タイトル、グループ合計で5タイトルを販売いたしました。

主な取り組みとしまして、SANKYOブランドの「パチスロ トータル・イクリプス」では、人気の高かった前作を踏襲しつつも新たなゲーム性に変更し注目を集めました。

また、B i s t yブランドでは「パチスロ エヴァンゲリオンAT777」において、エヴァンゲリオンシリーズでは初のAT機として新たなファン層も取り入れ、市場で一定以上の支持を得ております。

当事業に係る研究開発費は31億円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は、新機種開発用金型の取得を中心に総額2,485百万円（無形固定資産及び長期前払費用を含む）であります。

セグメントごとの設備投資の主なものは次のとおりであります。

パチンコ機関連事業	
遊技機用部品金型	1,596百万円
パチスロ機関連事業	
遊技機用部品金型	275百万円

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業	パチンコ機 製造設備	6	471	252	730	81
	パチスロ機 関連事業	パチスロ機 製造設備					
商品本部 (東京都渋谷区他)	パチンコ機 関連事業	パチンコ機関連 研究開発設備	77	0	2,653	2,730	247
	パチスロ機 関連事業	パチスロ機関連 研究開発設備					
パーラー事業部 (東京都台東区)	補給機器 関連事業	補給機器関連 販売設備	2	—	1	3	37
支店・営業所 (東京都台東区他23ヶ所)	パチンコ機 関連事業	パチンコ機関連 販売設備	67	—	13	80	265
	パチスロ機 関連事業	パチスロ機関連 販売設備					
本社 (東京都渋谷区)	全社(共通)	その他の設備	15	32	246	294	91

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
㈱三共 エクセル	本社及び工場 (群馬県みどり市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 補給機器 関連事業 その他	生産設備	1,018	133	28	953 (28,772.09)	2,134	115
㈱ビスティ	三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	生産設備	0	26	0	—	27	5
㈱三共 クリエイト	㈱SANKYO 本社 (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 全社(共通)	事務所	[2,720]	—	[14]	[2,166] (1,353.90)	[4,900]	2
		その他	賃貸設備	202	—	1	161 (100.65)	364	
	㈱SANKYO SANKYO恵比寿ビル (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	研究設備	[1,731]	—	[0]	[6,376] (2,093.77)	[8,107]	0
	インターナショナル・ カード・システム㈱ SANKYO第2ビル (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 補給機器 関連事業 その他	研究設備	[537]	—	[0]	[1,609] (487.77)	[2,146]	0
	㈱ビスティ SANKYO第2ビル (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業	事務所	[118]	—	[0]	[353] (107.29)	[472]	0
	㈱SANKYO 三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	生産設備	[1,170]	[0]	[0]	[3,429] (76,033.78)	[4,600]	0
	㈱ビスティ 三和工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	生産設備						
	㈱SANKYO 支店・営業所他 (東京都台東区 他8ヶ所)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業 補給機器 関連事業	販売設備	[489]	—	[4]	[1,807] (4,216.05)	[2,301]	0
	㈱SANKYO パーラー事業部 (東京都台東区)	補給機器 関連事業	販売設備	[180]	—	[0]	[671] (314.94)	[852]	0
	㈱ジェイビー 伊勢崎三室工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	生産設備	[58]	—	—	[144] (7,308.11)	[203]	0
	SANKYO第IIIビル (東京都渋谷区)	その他	賃貸設備	624	—	2	1,596 (745.78)	2,223	0
㈱ジェイビー	伊勢崎三室工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業 パチスロ機 関連事業	生産設備	0	13	188	—	202	2

(注) 1 上記中[]は、連結会社への賃貸設備であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
㈱SANKYO	商品本部 (東京都渋谷区)	パチンコ機 関連事業	治具工具	1,579	—	自己資金	2019年4月	2020年3月	—
		パチスロ機 関連事業	治具工具	223	—	自己資金	2019年4月	2020年3月	—
㈱ジェイビー	伊勢崎三室工場 (群馬県伊勢崎市)	パチンコ機 関連事業	治具工具	360	—	自己資金	2019年4月	2020年3月	—

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
合計	144,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	89,597,500	89,597,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
合計	89,597,500	89,597,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年7月4日	2015年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員8名 当社子会社取締役11名	当社取締役3名 当社執行役員12名 当社子会社取締役12名
新株予約権の数 ※	806個 (注) 1	828個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数 ※	普通株式 80,600株 (注) 1	普通株式 82,800株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円	1円
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月23日から 2064年7月22日まで	2015年7月24日から 2065年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,955円 資本組入額 (注) 2	発行価格 3,466円 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	(注) 4	(注) 4

決議年月日	2016年7月5日	2017年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名
新株予約権の数 ※	983個 (注) 1	969個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 98,300株 (注) 1	普通株式 96,900株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円	1円
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月22日から 2066年7月21日まで	2017年7月22日から 2067年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,827円 資本組入額 (注) 2	発行価格 2,629円 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	(注) 4

決議年月日	2018年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役17名
新株予約権の数 ※	782個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 78,200株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月21日から 2068年7月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,505円 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡ってこれを適用する。

また、当社が、割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができるものとする。

2 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、当該相続人が当該新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする（ただし、当該新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、当該新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権の割当てを受けた者が、割当日における地位に応じた以下に定める任期（以下、「予定任期」という。）中に、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、予定任期の開始日（ただし、当該日より後に割当日における地位に就任した場合は就任日）から当該地位喪失日の属する月までの月数（ただし、月の15日までに地位を喪失した場合はその月を含めないものとして計算する。以下、「在任月数」という。）に応じて、次の算式により算出された個数の新株予約権は行使できないものとする。ただし、予定任期中に新株予約権者が死亡し、又はやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部又は一部をその在任月数として計算することができる。

2018年7月4日開催の取締役会において決議されたもの

当社及び当社の子会社の取締役の任期 2018年7月1日から2019年6月30日まで

当社の執行役員の任期 2018年4月1日から2019年3月31日まで

$$\text{行使できない新株予約権の個数} = \frac{12\text{か月} - \text{在任月数}}{12\text{か月}} \times \text{当社及び当社の子会社の取締役、当社の執行役員に割当てられた新株予約権の個数}$$

- (7) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができ

- る再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下の事項に準じて決定する。
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更、又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

株式会社SANKYO2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (2015年7月23日発行)	
決議年月日	2015年7月7日
新株予約権の数 ※	2,000個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 3,850,596株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	5,194円 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2015年8月6日から2020年7月9日まで (注) 4 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 5,194円 資本組入額 2,597円 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高 ※	20,026百万円 [20,023百万円]

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本社債の額面金額合計額1,000万円につき1個とする。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債

の価額は、その額面金額と同額とする。

- (2) 転換価額は、当初、5,194円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{発行又は} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数}} & + & \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの}}{\text{発行又は処分株式数}} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & & \text{時価} \\ & & & & & & \text{払込金額} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 4 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(2) 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年7月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、① その時点で適用のある法律上実行可能であり、② そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③ 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は上記(注)3(3)と同様の調整に服する。

(イ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普

通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ロ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年3月27日	△8,000,000	89,597,500	—	14,840	—	23,750

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	42	25	125	491	18	8,495	9,196	—
所有株式数 (単元)	—	146,725	18,417	299,030	217,454	29	213,076	894,731	124,400
所有株式数 の割合(%)	—	16.40	2.06	33.42	24.30	0.00	23.82	100.00	—

(注) 1 自己株式8,421,994株は、「個人その他」の中に84,219単元、「単元未満株式の状況」の中に94株含まれております。

2 証券保管振替機構名義の株式が「その他の法人」の中に31単元、「単元未満株式の状況」の中に60株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社マーフコーポレーション	東京都港区南青山七丁目1番29号 (201)	28,346	34.91
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,781	4.65
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,492	4.30
赤石典子	群馬県桐生市	2,506	3.08
毒島章子	群馬県桐生市	2,506	3.08
毒島秀行	東京都渋谷区	2,431	2.99
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,559	1.92
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY10286, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,100	1.35
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	982	1.20
フィールズ株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	980	1.20
合計	—	47,685	58.74

(注) 1 所有株式数は千株未満、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式8,421千株があります。

3 上記所有株式のうち、信託業務等に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,781千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,492千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	982千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,421,900	—	単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,051,200	810,512	同上
単元未満株式	普通株式 124,400	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	89,597,500	—	単元株式数は100株
総株主の議決権	—	810,512	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株(議決権数31個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式94株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	8,421,900	—	8,421,900	9.39
合計	—	8,421,900	—	8,421,900	9.39

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	665	2,826
当期間における取得自己株式	140	602

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求に基づき売渡した取得自己株式)	—	—	—	—
保有自己株式数	8,421,994	—	8,422,134	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求に基づき売渡した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めるとともに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を勘案した上で判断してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当の年2回の配当実施を基本的な方針としております。

なお、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会であり、期末配当は株主総会としております。

当事業年度の配当につきましては、上記の方針に加え、安定配当の観点から、1株につき150円（うち中間配当75円）とし、連結の配当性向は91.0%となります。

なお、第54期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2018年11月9日 取締役会決議	6,088	75.00
2019年6月27日 定時株主総会決議	6,088	75.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

『第2 事業の状況 1-(1)会社の経営の基本方針』に記載のとおり、株主の皆さまをはじめ、お客様であるパートナー、ファン、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと永続的に良好な関係を保つことが、経営の最重要課題であり、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と認識しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は「監査役会設置型」を採用しており、提出日現在、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）の構成となっております。また、2008年4月より、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的に、執行役員制度を導入しております。

「取締役会」は『(2) 役員の状況』に記載の取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、代表取締役会長CEOである毒島秀行が議長を務めております。

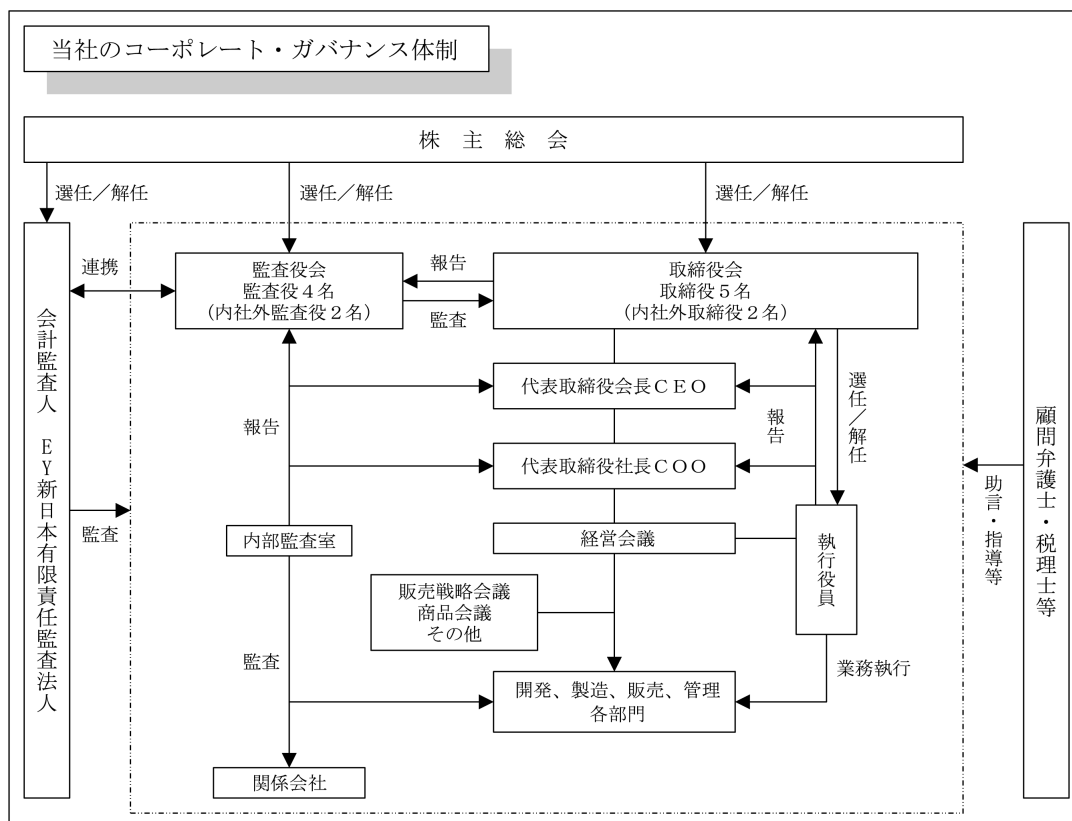
「監査役会」は『(2) 役員の状況』に記載の監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、常勤監査役である大久保隆史が議長を務めております。

当社では、取締役会のほか、取締役、執行役員及び主要役職者で構成する「経営会議」を設置し、毎月定期的に行なっております。「経営会議」は、取締役会決議事項の事前審議や経営戦略事項、コンプライアンス及びリスク管理全般の統括等について、迅速かつ的確に意思決定し、当社の各部門とグループ各社に執行を指示いたします。

当社は監督機能の強化及び意思決定の迅速性と的確性を高めるため、「監査役会設置型」の体制の下、「執行役員制度」を採用しております。

取締役会を経営意思決定、業務執行の監督を行う機関として明確化し、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、委任された担当分野における業務執行の責任者として位置付けております。

現状の体制が当社グループの事業内容や企業規模に対して適当であり、有効に機能していると認識しております。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております（2006年5月2日初回決議、2015年5月22日改定決議）。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとします。また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとします。加えて、標語化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

ii 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとします。なお、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとします。また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとします。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとします。また、内部監査室は当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとします。なお、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとします。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

v 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

vi 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

vii 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

viii 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

ix 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役等に報告・説明を求めることができるものとします。

当社グループの取締役及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査役へ報告するものとします。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

x 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査役が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

xi その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査役会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。また、監査役は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとします。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社では「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての全社的な方針を決定しております。また、内部監査室は潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとします。情報システム関連リスクについては、情報システム部が一元管理を行っております。

なお、通常業務におけるリスク管理については、各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括しております。

ハ. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 株主総会決議に関する事項

イ. 取締役の員数及び選任に関する定め

当事業年度末現在、当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

ロ. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

i 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ii 中間配当の決定機関

当社は、配当政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

iii 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任を会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者も含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ハ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長 CEO	毒島 秀行	1952年9月30日生	1977年4月 当社入社 1985年6月 常務取締役 1988年1月 専務取締役 1992年2月 代表取締役専務 1992年6月 代表取締役副社長 1996年6月 代表取締役社長 1998年3月 株式会社三共クリエイト 代表取締役社長 (現任) 2008年4月 代表取締役会長CEO (現任)	(注) 5	2,431.4
代表取締役社長 COO	筒井 公久	1953年4月1日生	1991年9月 当社入社 1996年4月 社長室長 1998年6月 取締役社長室長 2002年6月 常務取締役社長室長 2002年7月 常務取締役経営企画室長 2005年4月 常務取締役経営企画部長 2006年6月 株式会社三共クリエイト 取締役 (現任) 2008年4月 取締役専務執行役員管理本部長 兼経理部長兼経営企画部長 2010年4月 取締役副社長執行役員管理本部、製 造本部、知的財産本部、経営企画部 管掌兼知的財産本部長 2011年4月 取締役副社長執行役員管理本部、製 造本部、知的財産本部、経営企画部 管掌 2012年4月 代表取締役社長COO (現任) 2013年6月 株式会社ゲームカード・ジョイコホ ールディングス取締役 (現任)	(注) 3 (注) 5	12.0
取締役副社長執行役員 営業本部長兼商品本部長	富山 一郎	1958年3月13日生	1986年11月 当社入社 2008年4月 執行役員営業本部副本部長兼近畿・ 四国ブロック長兼大阪支店長 2009年4月 執行役員営業本部副本部長 兼近畿ブロック長兼大阪支店長 2010年4月 執行役員営業本部副本部長 2011年4月 執行役員営業本部近畿ブロック長 兼大阪支店長 2012年4月 常務執行役員営業本部長兼販売戦略 部長兼本店営業部統括部長 2014年4月 常務執行役員営業本部長 兼販売戦略部長 2014年6月 取締役常務執行役員営業本部長 兼販売戦略部長 2015年4月 取締役専務執行役員営業本部長 兼販売戦略部長 2016年2月 取締役専務執行役員営業本部長 兼パーラー事業部長兼販売戦略部長 2016年4月 取締役専務執行役員営業本部長 兼パーラー事業部長 2016年6月 株式会社ジェイビー取締役 (現任) 2018年4月 取締役副社長執行役員営業本部長兼 商品本部長 (現任)	(注) 5	3.3

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	木谷 太郎	1976年5月4日生	2004年10月 2015年6月	弁護士登録 光和総合法律事務所入所 当社取締役(現任)	(注)5	—
取締役	山崎 博行	1954年9月5日生	1982年10月 1994年9月 2000年8月 2005年10月 2006年5月 2007年11月 2008年8月 2013年7月 2017年7月 2017年12月 2018年6月	監査法人中央会計事務所入所 中央監査法人社員 中央青山監査法人代表社員 同監査法人理事 同監査法人理事長代行 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)シニアパートナー 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)常務理事 日本ベンチャーキャピタル協会監事 公認会計士山崎博行事務所所長 株式会社ランドビジネス 社外取締役(現任) 株式会社UACJ 社外監査役(現任) 当社取締役(現任)	(注)5	—
監査役 (常勤)	大久保 隆史	1958年3月12日生	2005年4月 2008年4月 2015年4月 2019年4月 2019年6月	当社入社 内部監査室長 管理本部総務部長 顧問 監査役(現任)	(注)6	0.7
監査役	石山 俊明	1956年9月17日生	1988年3月 1994年6月 1999年6月 2012年1月 2015年9月	インターナショナル・カード・システム株式会社 監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社三共クリエイト 監査役(現任) 野田典義税理士事務所入所 税理士登録	(注)6	5.0
監査役	真田 芳郎	1957年5月8日生	1982年4月 1992年12月 2003年6月	窪田司法書士事務所入所 司法書士登録、真田司法書士事務所 所長 当社監査役(現任)	(注)6	1.0
監査役	野田 典義	1959年1月26日生	1983年8月 1984年3月 1986年8月 2007年6月	野田進税理士・不動産鑑定士事務所 入所 税理士登録 野田典義税理士事務所所長 当社監査役(現任)	(注)6	1.0
合計						2,454.4

- (注) 1 取締役のうち木谷太郎、山崎博行の両氏は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 2 監査役のうち真田芳郎、野田典義の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3 代表取締役社長筒井公久氏は、2015年6月から株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの社外取締役であります。

- 4 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の13名であります。
(取締役を兼務する執行役員：1名)
副社長執行役員 富山一郎
(執行役員：12名)
専務執行役員 小倉敏男
常務執行役員 高井克昌、大島洋子
執行役員 東郷裕二、古平博、福田隆、堤順一、関根史高、鴨田久、尼子勝紀、高橋博史
執行役員(非常勤) 蒔田穂高
- 5 2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社では社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役木谷太郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂けるものと考え選任しております。

社外取締役山崎博行氏は、公認会計士として長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有しており、職務を通じて培われた専門的な知識や経験をもとに、当社経営の意思決定の有効性・適正性を確保する役割を担って頂けるものと考え選任しております。

社外監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、法律の見地から当社の企業活動の適正性を判断頂けるものと考え選任しております。

社外監査役野田典義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計的知見を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たして頂けるものと考え選任しております。

当社は、社外取締役・社外監査役について、会社法上の社外取締役・社外監査役の要件に加え、「当社との間に特別な人的関係、資金的関係並びに取引関係その他の利害関係を有せず、監督・監査機能及び役割を果たすための必要な知識・見識を持ち、取締役・監査役として客観的かつ中立的見地から経営監視の実務を果たせる人材であること」を基準とし選任しております。

社外取締役・社外監査役の独立性に関する具体的な考え方といたしましては、一般株主と利益相反が生じる恐れがないよう、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員要件も参考としております。なお、木谷太郎氏、山崎博行氏、真田芳郎氏、野田典義氏の各名は、独立役員として同証券取引所に届け出ております。

木谷太郎氏、山崎博行氏の各社外取締役は、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会における積極的な発言や各取締役との意見交換を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び企業経営の有効性・適正性の確保に寄与しております。

真田芳郎氏、野田典義氏の各社外監査役は、取締役会における積極的な発言や各取締役との意見交換を通じて幅広い視野から中立の立場で経営に関する助言等を行うとともに、経営の適法性に主眼を置いた監査を実施しております。

当社と利害関係のない社外取締役2名による、取締役会における取締役の職務執行の監督、また社外監査役2名による、客観性、中立性が確保された監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。加えて、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を目的に、社外取締役と社外監査役をメンバーとした会合を定期的で開催しております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部門として社長直轄組織である内部監査室を設置しており、4名体制をとっております。また、監査役会は社外監査役2名を含む4名体制となっております。監査実施に当たっては期初の監査計画書に基づき、各部門・拠点の業務活動が法令、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に運営されているかを、確認・検討しております。

なお、監査役大久保隆史氏は、内部監査室長及び総務部長を歴任していることから当社グループの組織に精通しており、当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。監査役石山俊明及び野田典義の両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、法律の見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。

監査業務の相互連携として、当社の内部監査人、監査役会及び会計監査人の三者は、監査計画立案、期中、期末監査実施時に適宜意見交換を実施しております。当会合におきましては、監査報告はもとより、監査の品質向上、監査の効率化、コーポレート・ガバナンスの充実といった観点から様々な意見交換を行っております。また、内部監査人は監査役会に対し、四半期毎に監査結果の報告会を実施し、企業経営の健全化という共通目的の観点から様々な意見交換を行っております。

また、当社では内部統制を目的とし全社横断的に「J-SOXプロジェクト」を組成しており、内部監査室は同プロジェクトに対し、内部監査人の立場から指摘又は改善に資する提案を行っております。加えて、監査役会は必要に応じて、同プロジェクトに対してヒアリング等の調査を実施し、整備・運用状況を監視・検証しております。合わせて会計監査人と同プロジェクトについて適宜意見交換を行い、共有すべき事項について相互に連携し、把握できる体制としております。

② 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

ロ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 鈴木 一宏 氏

指定有限責任社員 池内 基明 氏

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 18名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

ニ. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の選定方法として、監査法人の品質管理に問題はないか、監査チームは独立性を保持し、職業的専門家として適当な注意を払い懐疑心を保持・発揮し、当社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成されているか、当社監査役や経営者、内部監査室等との有効なコミュニケーションを行っているか、監査報酬の水準は適切か、不正なリスクに十分な配慮がなされているか等、総合的に判断し選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

ホ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は監査法人の評価に際し、「会計監査人の評価及び選定基準作成に関する監査役等の実務指針」(2017年10月13日公益社団法人日本監査役協会)に準拠し、会計監査人の評価基準、選定基準を定め、その基準に基づき評価を行っております。監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて監査法人の品質管理体制の問題、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等について確認を行っております。

③ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	65	—	65	—
連結子会社	5	1	5	—
計	71	1	71	—

連結子会社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、会計に関する助言・指導業務であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して見積もられた監査予定日数から算出された金額について、当社監査役会の審議を受けた後に決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意した理由は、会計監査人の監査の品質管理等、年間監査スケジュール、監査計画時間、監査業務内容等を監査役会が説明を受け、その報酬の妥当性を総合的に考慮したためであります。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、固定報酬と株式報酬型ストック・オプションで構成されており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第41期定時株主総会において年額800百万円以内と決議しており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は11名、本有価証券報告書提出日現在の定款で定める取締役の員数は10名以内。）、2014年6月27日開催の第49期定時株主総会において、上記に記載の取締役の報酬限度額とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は4名、本有価証券報告書提出日現在の定款で定める取締役の員数は10名以内。）。

当社の監査役の報酬は、独立性・客観性の観点から固定報酬のみで構成されており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第41期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名、本有価証券報告書提出日現在の定款で定める監査役の員数は4名以内。）。

(固定報酬)

取締役の固定報酬は、複数名かつ取締役会の3分の1以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会において、代表取締役が原案を提示し、それに対し全取締役が、職務内容、業績、貢献度等様々な要素を勘案して決定しております。

監査役の固定報酬は、監査役会において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を協議して決定しております。

(株式報酬型ストック・オプション)

取締役の株式報酬型ストック・オプションは、複数名かつ取締役会の3分の1以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会において、各取締役の役位に基づき算定した原案を全取締役が協議して決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	595	415	179	3
監査役 (社外監査役を除く。)	29	29	—	2
社外役員	9	9	—	4

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)	
			固定報酬	ストック オプション
毒島秀行 (取締役)	553	提出会社	300	133
		(株)三共クリエイト	120	—
筒井公久 (取締役)	100	提出会社	65	29
		(株)三共クリエイト	6	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の値上がり益や配当収入のみを目的とした純投資目的での株式投資を原則として行いません。純投資目的以外の目的である投資株式への投資につきましては、主に取引先等との関係構築、維持、強化を目的として行うものであります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式を当社にとって必要と認める場合を除き、保有はいたしません。また、その保有の基準に関しては、毎年定期的に保有先企業との取引状況、保有先企業の財政状態及び経営成績並びに保有株式に係る評価損益、配当利回り、株価の推移など、保有の合理性を総合的に検証した結果を事務局から取締役会に報告し、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断したものについては継続保有し、そうでないと判断した場合は売却を検討・実施いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	6	79
非上場株式以外の株式	7	17,592

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)		
加賀電子(株)	3,824,000	3,824,000	当社主要取引先であり、関係維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	有
	7,770	10,550		
フィールズ(株)	4,975,000	4,975,000	当社主要取引先であり、関係維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	有
	3,601	5,795		
(株)ゲームカード・ジョイコホールディングス(注)1	2,131,900	2,131,900	当社主要取引先であり、関係維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	無
	2,920	3,391		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)(注)2	533,400	533,400	当社株主名簿管理会社であり、関係維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	無
	2,120	2,297		
(株)マースグループホールディングス(注)3	377,400	377,400	関係構築、維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	無
	829	929		
(株)りそなホールディングス(注)4	666,750	666,750	当社主要取引銀行であり、関係維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	無
	319	374		
ダイコク電機(株)	19,100	19,100	当社主要取引先であり、関係維持、強化のため保有しております。なお、保有効果を定量的に示すことは困難であります。上記イ.に記載した方法により検証を行った結果、中長期的に当社の企業価値向上につながるものと判断し保有を継続しております。	有
	29	33		

(注) 1 (株)ゲームカード・ジョイコホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社グループの日本ゲームカード(株)が当社株式を保有しております。

(注) 2 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社グループの三井住友信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

(注) 3 (株)マースグループホールディングスは、2018年10月1日に(株)マースエンジニアリングから社名変更しております。

(注) 4 (株)りそなホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社グループの(株)りそな銀行が当社株式を保有しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	105,568	104,847
受取手形及び売掛金	※2 26,489	※2 30,627
有価証券	181,999	184,999
商品及び製品	248	75
仕掛品	285	118
原材料及び貯蔵品	1,628	2,682
有償支給未収入金	4,359	5,867
その他	2,083	2,899
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	322,660	332,115
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 26,460	※3 26,404
減価償却累計額	△13,870	△14,488
建物及び構築物（純額）	12,589	11,915
機械装置及び運搬具	※3 7,479	※3 7,517
減価償却累計額	△6,649	△6,833
機械装置及び運搬具（純額）	830	684
工具、器具及び備品	19,534	16,927
減価償却累計額	△16,165	△13,460
工具、器具及び備品（純額）	3,369	3,466
土地	22,628	22,515
リース資産	30	34
減価償却累計額	△22	△26
リース資産（純額）	8	7
その他	1,850	1,850
有形固定資産合計	41,277	40,440
無形固定資産		
のれん	132	45
その他	231	180
無形固定資産合計	364	225
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 25,015	※1 19,233
長期貸付金	154	131
繰延税金資産	6,740	7,366
その他	480	473
貸倒引当金	△21	△20
投資損失引当金	△379	△379
投資その他の資産合計	31,989	26,803
固定資産合計	73,631	67,470
資産合計	396,291	399,585

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,304	11,246
電子記録債務	11,326	10,042
リース債務	4	3
未払法人税等	2,369	4,372
賞与引当金	803	791
資産除去債務	3	—
その他	6,785	7,308
流動負債合計	30,599	33,763
固定負債		
新株予約権付社債	20,046	20,026
リース債務	4	4
退職給付に係る負債	4,784	4,799
資産除去債務	59	62
その他	3,554	3,551
固定負債合計	28,449	28,444
負債合計	59,048	62,208
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,750	23,750
利益剰余金	329,499	330,707
自己株式	△38,782	△38,785
株主資本合計	329,306	330,512
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,952	5,460
退職給付に係る調整累計額	△73	73
その他の包括利益累計額合計	6,878	5,533
新株予約権	1,057	1,331
純資産合計	337,242	337,377
負債純資産合計	396,291	399,585

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	86,220	88,558
売上原価	42,506	38,771
売上総利益	43,714	49,786
販売費及び一般管理費	※1, ※2 33,533	※1, ※2 28,500
営業利益	10,181	21,286
営業外収益		
受取利息	189	186
受取配当金	733	550
その他	219	284
営業外収益合計	1,143	1,020
営業外費用		
その他	5	5
営業外費用合計	5	5
経常利益	11,319	22,300
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 1
ゴルフ会員権売却益	2	—
特別利益合計	2	1
特別損失		
固定資産売却損	※4 2	—
固定資産廃棄損	※5 18	※5 18
投資有価証券売却損	42	—
投資有価証券評価損	—	3,631
ゴルフ会員権評価損	—	1
減損損失	※6 3,202	※6 310
特別損失合計	3,266	3,961
税金等調整前当期純利益	8,055	18,340
法人税、住民税及び事業税	2,655	4,988
法人税等調整額	△150	△32
法人税等合計	2,504	4,956
当期純利益	5,550	13,384
親会社株主に帰属する当期純利益	5,550	13,384

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	5,550	13,384
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,768	△1,491
退職給付に係る調整額	105	146
持分法適用会社に対する持分相当額	△71	—
その他の包括利益合計	※1 1,802	※1 △1,344
包括利益	7,352	12,039
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,352	12,039
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	335,518	△39,700	334,408
当期変動額					
剰余金の配当			△12,176		△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,550		5,550
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△0	0	0
持分法の適用範囲の変動			607		607
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減				919	919
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△6,018	917	△5,101
当期末残高	14,840	23,750	329,499	△38,782	329,306

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,264	△188	5,076	802	340,287
当期変動額					
剰余金の配当					△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,550
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
持分法の適用範囲の変動					607
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減					919
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,687	115	1,802	254	2,057
当期変動額合計	1,687	115	1,802	254	△3,044
当期末残高	6,952	△73	6,878	1,057	337,242

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	329,499	△38,782	329,306
当期変動額					
剰余金の配当			△12,176		△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,384		13,384
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分					—
持分法の適用範囲の変動					—
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,208	△2	1,205
当期末残高	14,840	23,750	330,707	△38,785	330,512

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,952	△73	6,878	1,057	337,242
当期変動額					
剰余金の配当					△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益					13,384
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					—
持分法の適用範囲の変動					—
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,491	146	△1,344	274	△1,070
当期変動額合計	△1,491	146	△1,344	274	134
当期末残高	5,460	73	5,533	1,331	337,377

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,055	18,340
減価償却費	3,081	3,057
のれん償却額	134	87
株式報酬費用	249	264
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△14	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△30	△12
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	265	226
受取利息及び受取配当金	△923	△736
有形及び無形固定資産売却損益 (△は益)	2	△1
有形固定資産廃棄損	18	18
減損損失	3,202	310
投資有価証券売却損益 (△は益)	42	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	3,631
ゴルフ会員権売却損益 (△は益)	△2	—
ゴルフ会員権評価損	—	1
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,862	△4,138
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△454	△714
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,267	798
有償支給未収入金の増減額 (△は増加)	△2,562	△1,507
未払金の増減額 (△は減少)	△145	342
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,132	△75
その他	4,993	△1,096
小計	16,449	18,795
利息及び配当金の受取額	728	692
法人税等の支払額	△1,457	△2,660
法人税等の還付額	242	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,962	16,828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△11,098	△11,101
定期預金の払戻による収入	5,548	11,100
有価証券の取得による支出	△68,000	△78,000
有価証券の償還による収入	70,000	76,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△2,930	△2,387
投資有価証券の取得による支出	△9	—
投資有価証券の売却による収入	544	—
投資有価証券の償還による収入	24,000	—
貸付けによる支出	△200	—
貸付金の回収による収入	565	23
その他	△0	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,420	△4,367

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△5	△4
自己株式の取得による支出	△2	△2
自己株式の売却による収入	0	—
配当金の支払額	△12,176	△12,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,184	△12,183
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,199	277
現金及び現金同等物の期首残高	251,818	274,017
現金及び現金同等物の期末残高	※1 274,017	※1 274,295

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 主要な非連結子会社名

三共運送(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

三共運送(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ. 商品・製品・原材料

主として総平均法

ロ. 仕掛品・貯蔵品

個別原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

7年間～8年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,173百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」6,740百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,562百万円	1,562百万円

※2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	1,125百万円	1,154百万円

※3 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	40百万円	40百万円
（うち、建物及び構築物）	2百万円	2百万円
（うち、機械装置及び運搬具）	37百万円	37百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売手数料	4,308百万円	2,824百万円
広告宣伝費	1,931百万円	1,180百万円
給与手当	3,058百万円	3,125百万円
賞与引当金繰入額	380百万円	386百万円
退職給付費用	228百万円	204百万円
貸倒引当金繰入額	△14百万円	△0百万円
研究開発費	17,482百万円	14,631百万円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
一般管理費	17,482百万円	14,631百万円

※3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	—	1百万円

※4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他	2百万円	—

※5 固定資産廃棄損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	3百万円
機械装置及び運搬具	7百万円	1百万円
工具、器具及び備品	7百万円	13百万円
合計	18百万円	18百万円

※6 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
群馬県高崎市	ゴルフ場	建物及び構築物	1,622百万円
		その他	1,223百万円
群馬県桐生市	遊休資産	土地	356百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業ごとに、遊休資産については個別物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

ゴルフ場の資産については、事業計画の見直しにより、帳簿価額が将来キャッシュ・フローを上回る見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.4%で割引いて算定しております。

また、桐生境野工場及び駐車場の資産については、当連結会計年度において使用を中止したため、帳簿価額を主として不動産鑑定評価に基づく評価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
群馬県桐生市	遊休資産	建物及び構築物	181百万円
		土地	128百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業ごとに、遊休資産については個別物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

桐生境野工場の資産については、当連結会計年度において建物等の取り壊しを決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び構築物は取り壊しを行うため零とし、土地は路線価を基に算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,549百万円	△5,781百万円
組替調整額	—	3,631百万円
税効果調整前	2,549百万円	△2,149百万円
税効果額	△780百万円	658百万円
その他有価証券評価差額金	1,768百万円	△1,491百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	39百万円	109百万円
組替調整額	112百万円	102百万円
税効果調整前	152百万円	211百万円
税効果額	△47百万円	△64百万円
退職給付に係る調整額	105百万円	146百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△71百万円	—
その他の包括利益合計	1,802百万円	△1,344百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式(株)	普通株式	89,597,500	—	—	89,597,500
自己株式(株)	普通株式	8,574,481	675	153,827	8,421,329

(変動事由の概要)

- 1 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
 単元未満株式の買取りによる取得 675株
- 2 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
 持分法適用会社を持分法の適用範囲から除外したことによる自己株式(当社株式)の当社帰属分の減少 153,762株
 単元未満株式の買増請求による売渡し 65株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,057

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,088	75.00	2017年3月31日	2017年6月30日
2017年11月9日 取締役会	普通株式	6,088	75.00	2017年9月30日	2017年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,088	75.00	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式(株)	普通株式	89,597,500	—	—	89,597,500
自己株式(株)	普通株式	8,421,329	665	—	8,421,994

(変動事由の概要)

1 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる取得

665株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,331

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,088	75.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	6,088	75.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,088	75.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	105,568百万円	104,847百万円
有価証券勘定	181,999百万円	184,999百万円
合計	287,567百万円	289,846百万円
運用期間が3か月を超える債券他	△8,000百万円	△10,000百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,549百万円	△5,551百万円
現金及び現金同等物	274,017百万円	274,295百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	11百万円	13百万円
1年超	27百万円	25百万円
合計	38百万円	38百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクに関しては債権管理規程に従い、与信管理を行うとともに取引先ごとの財政状態を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクが存在しておりますが、すべての有価証券及び投資有価証券について定期的に時価の把握を行っております。なお、その他有価証券については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については一時的な余資運用の債券であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は一年以内の支払期日であります。また、これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を策定し、そのリスクを回避しております。

新株予約権付社債は、自己株式取得に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください。）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	105,568	105,568	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,489		
貸倒引当金	△1		
	26,487	26,342	△145
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	173,999	174,000	0
その他有価証券	31,373	31,373	—
資産計	337,428	337,284	△144
(4) 支払手形及び買掛金	9,304	9,304	—
(5) 電子記録債務	11,326	11,326	—
(6) 新株予約権付社債	20,046	20,125	78
負債計	40,678	40,756	78

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,847	104,847	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,627		
貸倒引当金	△2		
	30,625	30,411	△214
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	174,999	175,002	2
その他有価証券	27,592	27,592	—
資産計	338,064	337,852	△212
(4) 支払手形及び買掛金	11,246	11,246	—
(5) 電子記録債務	10,042	10,042	—
(6) 新株予約権付社債	20,026	19,987	△39
負債計	41,315	41,275	△39

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	1,641	1,641

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが出来ず時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
(1) 現金及び預金	105,568	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,222	2,266
(3) 有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券 (短期社債)	29,000	—
満期保有目的の債券 (譲渡性預金)	145,000	—

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,847	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,264	3,363
(3) 有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券 (短期社債)	30,000	—
満期保有目的の債券 (譲渡性預金)	145,000	—

(注4) 新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
(1) 新株予約権付社債	—	20,000

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
(1) 新株予約権付社債	—	20,000

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
① 短期社債	28,999	29,000	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
① 譲渡性預金	145,000	145,000	—
合計	173,999	174,000	0

当連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
① 短期社債	29,999	30,002	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
① 譲渡性預金	145,000	145,000	—
合計	174,999	175,002	2

2 その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	17,577	6,119	11,457
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	5,795	7,233	△1,437
② その他	8,000	8,000	—
合計	31,373	21,353	10,020

当連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	13,990	6,119	7,870
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	3,601	3,601	—
② その他	10,000	10,000	—
合計	27,592	19,721	7,870

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について3,631百万円（その他有価証券の株式3,631百万円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

なお、連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,418百万円	4,488百万円
勤務費用	267百万円	260百万円
利息費用	26百万円	26百万円
数理計算上の差異の発生額	△49百万円	△136百万円
退職給付の支払額	△175百万円	△173百万円
退職給付債務の期末残高	4,488百万円	4,465百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

該当事項はありません。

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	252百万円	296百万円
退職給付費用	52百万円	58百万円
退職給付の支払額	△8百万円	△20百万円
退職給付に係る負債の期末残高	296百万円	334百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,784百万円	4,799百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	4,784百万円	4,799百万円
退職給付に係る負債	4,784百万円	4,799百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	4,784百万円	4,799百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	267百万円	260百万円
利息費用	26百万円	26百万円
数理計算上の差異の費用処理額	102百万円	74百万円
簡便法で計算した退職給付費用	52百万円	58百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	449百万円	419百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	152百万円	211百万円
合計	152百万円	211百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	105百万円	△105百万円
合計	105百万円	△105百万円

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
予想昇給率	1.3%~5.6%	1.3%~5.2%

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	5百万円	5百万円
販売費及び一般管理費	243百万円	258百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年7月4日	2015年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員8名 当社子会社取締役11名	当社取締役3名 当社執行役員12名 当社子会社取締役12名
株式の種類及び付与数	普通株式 87,100株	普通株式 84,800株
付与日	2014年7月22日	2015年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月23日から2064年7月22日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。	2015年7月24日から2065年7月23日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月5日	2017年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役14名
株式の種類及び付与数	普通株式 98,300株	普通株式 96,900株
付与日	2016年7月21日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月22日から2066年7月21日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。	2017年7月22日から2067年7月21日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

会社名	提出会社
決議年月日	2018年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員11名 当社子会社取締役17名
株式の種類及び付与数	普通株式 78,200株
付与日	2018年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年7月21日から2068年7月20日まで ただし、新株予約権者は、上記の期間内であることに加え、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 7月4日	2015年 7月3日	2016年 7月5日	2017年 7月5日	2018年 7月4日
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	78,200
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	78,200
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	80,600	82,800	98,300	96,900	—
権利確定	—	—	—	—	78,200
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	80,600	82,800	98,300	96,900	78,200

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 7月4日	2015年 7月3日	2016年 7月5日	2017年 7月5日	2018年 7月4日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	2,954	3,465	2,826	2,628	3,504

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	22.07%
予想残存期間	(注) 2	6.84年
予想配当	(注) 3	150円/株
無リスク利子率	(注) 4	-0.059%

(注) 1 6年10か月間(2011年9月から2018年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 各役員の年齢から定年年齢に達するまでの期間の平均値に、退職後行使可能期間である10日間を加算して見積っております。

3 2018年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	208百万円	272百万円
たな卸資産未実現利益	6百万円	4百万円
賞与引当金	246百万円	242百万円
貸倒引当金	7百万円	7百万円
退職給付に係る負債	1,465百万円	1,469百万円
減価償却費	3,406百万円	2,620百万円
固定資産未実現利益	122百万円	122百万円
投資損失引当金	116百万円	116百万円
研究開発費	917百万円	1,494百万円
減損損失	3,356百万円	3,411百万円
投資有価証券評価損	9百万円	9百万円
長期未払金	767百万円	767百万円
新株予約権	317百万円	399百万円
繰越欠損金(注) 2	505百万円	518百万円
繰延資産	463百万円	461百万円
その他	238百万円	250百万円
繰延税金資産小計	12,156百万円	12,168百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△2,390百万円
評価性引当額小計(注) 1	△2,345百万円	△2,390百万円
繰延税金資産合計	9,810百万円	9,778百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,068百万円	△2,409百万円
その他	△1百万円	△2百万円
繰延税金負債合計	△3,069百万円	△2,412百万円
繰延税金資産の純額	6,740百万円	7,366百万円

(注) 1. 評価性引当額に重要な変動はありません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	139	224	—	—	154	518百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	139	224	—	—	154	(b)518百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金518百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産518百万円を計上しております。

当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、全てを回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注 記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△0.4%
住民税均等割		0.3%
試験研究費に係る税額控除		△4.0%
評価性引当額の増減		0.2%
その他		0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に13年と見積り、割引率は1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	63百万円	62百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	2百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円	△3百万円
期末残高	62百万円	62百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、パチンコ遊技機・パチスロ遊技機の製造・販売、パチンコ・パチスロ補給装置等の設置・販売を主力事業として展開していることから、「パチンコ機関連事業」、「パチスロ機関連事業」、「補給機器関連事業」の3つを報告セグメントとしております。

「パチンコ機関連事業」は、パチンコ機、パチンコ機ゲージ盤、関連部品の製造・販売及び関連ロイヤリティー事業、「パチスロ機関連事業」は、パチスロ機、関連部品の製造・販売及び関連ロイヤリティー事業、「補給機器関連事業」は、パチンコ・パチスロ補給装置、カードシステム機器、ホール設備周辺機器の設置・販売及び関連ロイヤリティー事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	67,271	11,172	7,246	85,690	530	86,220	—	86,220
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	67,271	11,172	7,246	85,690	530	86,220	—	86,220
セグメント利益 又は損失 (△)	14,570	130	453	15,154	△489	14,664	△4,483	10,181
セグメント資産	106,515	22,605	9,090	138,211	10,014	148,226	248,065	396,291
その他の項目								
減価償却費	1,752	768	20	2,541	366	2,907	174	3,081
のれんの償却額	—	—	—	—	134	134	—	134
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,659	622	0	2,283	303	2,587	16	2,603

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。その主なものは、提出会社の余資運用資金 (有価証券)、長期投資資産 (投資有価証券) 及び管理部門に係る資産等であります。

3 セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には長期前払費用の償却費及び増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	75,792	5,979	6,214	87,987	571	88,558	—	88,558
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	75,792	5,979	6,214	87,987	571	88,558	—	88,558
セグメント利益 又は損失（△）	26,861	△942	400	26,320	△318	26,001	△4,715	21,286
セグメント資産	117,114	17,456	9,612	144,183	9,865	154,049	245,536	399,585
その他の項目								
減価償却費	2,174	452	13	2,640	244	2,884	172	3,057
のれんの償却額	—	—	—	—	87	87	—	87
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,934	394	0	2,329	85	2,414	70	2,485

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。その主なものは、提出会社の余資運用資金（有価証券）、長期投資資産（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

3 セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には長期前払費用の償却費及び増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計			
減損損失	—	—	—	—	2,846	356	3,202

(注) 「その他」の金額はゴルフ場運営事業、「全社・消去」の金額は報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計			
減損損失	—	—	—	—	—	310	310

(注) 「全社・消去」の金額は報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計			
当期償却額	—	—	—	—	134	—	134
当期末残高	—	—	—	—	132	—	132

(注) モバイルコンテンツサービスに係るものであります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計			
当期償却額	—	—	—	—	87	—	87
当期末残高	—	—	—	—	45	—	45

(注) モバイルコンテンツサービスに係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	4,141.43円	4,139.74円
1株当たり当期純利益	68.37円	164.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	64.86円	156.49円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,550	13,384
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,550	13,384
普通株式の期中平均株式数 (株)	81,176,540	81,175,841
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	△13	△13
(うち受取利息 (税額相当額控除後) (百万円))	(△13)	(△13)
普通株式増加数 (株)	4,179,373	4,263,519
(うち新株予約権付社債 (株))	(3,850,597)	(3,850,597)
(うち新株予約権 (株))	(328,776)	(412,922)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	337,242	337,377
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,057	1,331
(うち新株予約権 (百万円))	(1,057)	(1,331)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	336,185	336,045
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	81,176,171	81,175,506

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)SANKYO	2020年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権付社債	2015年 7月23日	20,046	20,026	—	なし	2020年 7月23日
合計	—	—	20,046	20,026	—	—	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (百万円)	新株予約権 の行使により 発行した 株式の発行 価額の総額 (百万円)	新株予約 権の付与 割合(%)	新株予約権の 行使期間	代用払込みに 関する事項
(株)SANKYO 普通株式	無償	5,194	20,100	—	100	自 2015年 8月6日 至 2020年 7月9日	(注)

(注) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	20,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	4	3	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	4	4	—	2020年 4月～ 2025年 2月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	8	8	—	—

(注) 1 リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載を省略しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	1	0	0	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	14,521	29,770	55,341	88,558
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,827	3,784	11,829	18,340
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,460	2,904	8,812	13,384
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	17.99	35.79	108.55	164.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	17.99	17.80	72.77	56.33

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	82,029	78,912
受取手形	※3 10,898	※3 10,918
売掛金	※1 17,444	※1 21,740
有価証券	176,999	179,999
商品及び製品	178	29
仕掛品	3,218	4,949
原材料及び貯蔵品	1,389	2,503
前渡金	6	0
前払費用	※1 1,548	※1 1,705
有償支給未収入金	※1 5,395	※1 7,166
その他	※1 245	※1 202
貸倒引当金	△3	△4
流動資産合計	299,350	308,123
固定資産		
有形固定資産		
建物	96	168
構築物	4	3
機械及び装置	552	471
運搬具	37	34
工具、器具及び備品	3,155	3,178
有形固定資産合計	3,845	3,855
無形固定資産		
ソフトウェア	146	110
電話加入権	33	33
無形固定資産合計	180	143
投資その他の資産		
投資有価証券	23,452	17,671
関係会社株式	51,745	51,745
出資金	6	6
破産更生債権等	21	20
長期前払費用	84	84
繰延税金資産	3,560	3,601
その他	※1 1,785	※1 1,813
貸倒引当金	△21	△20
投資損失引当金	△379	△379
投資その他の資産合計	80,255	74,542
固定資産合計	84,281	78,541
資産合計	383,632	386,664

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 7,329	※1 10,190
電子記録債務	※1 15,391	※1 12,931
未払金	※1 3,844	※1 4,279
未払費用	205	196
未払法人税等	988	3,641
前受金	34	3
預り金	※1 2,447	※1 176
前受収益	136	208
賞与引当金	684	670
株主優待引当金	113	95
資産除去債務	3	—
その他	※1 330	※1 716
流動負債合計	31,510	33,109
固定負債		
新株予約権付社債	20,046	20,026
退職給付引当金	4,382	4,570
資産除去債務	59	62
長期預り保証金	729	684
その他	2,385	2,428
固定負債合計	27,603	27,772
負債合計	59,113	60,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金		
資本準備金	23,750	23,750
資本剰余金合計	23,750	23,750
利益剰余金		
利益準備金	2,555	2,555
その他利益剰余金		
別途積立金	281,501	281,501
繰越利益剰余金	32,644	35,128
利益剰余金合計	316,702	319,186
自己株式	△38,782	△38,785
株主資本合計	316,509	318,990
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,952	5,460
評価・換算差額等合計	6,952	5,460
新株予約権	1,057	1,331
純資産合計	324,519	325,782
負債純資産合計	383,632	386,664

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	※1 73,671	※1 80,724
売上原価	※1 43,053	※1 38,974
売上総利益	30,618	41,749
販売費及び一般管理費	※1,※2 25,898	※1,※2 21,270
営業利益	4,719	20,479
営業外収益	※1 2,778	※1 2,562
営業外費用	4	5
経常利益	7,493	23,036
特別利益		
固定資産売却益	—	0
ゴルフ会員権売却益	2	—
特別利益合計	2	0
特別損失		
固定資産廃棄損	8	16
関係会社株式売却損	68	—
投資有価証券評価損	—	3,631
ゴルフ会員権評価損	—	1
特別損失合計	77	3,648
税引前当期純利益	7,417	19,388
法人税、住民税及び事業税	1,272	4,110
法人税等調整額	91	618
法人税等合計	1,363	4,728
当期純利益	6,053	14,660

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	38,767	322,825
当期変動額							
剰余金の配当						△12,176	△12,176
当期純利益						6,053	6,053
自己株式の取得							—
自己株式の処分						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△6,122	△6,122
当期末残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	32,644	316,702

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△38,780	322,634	5,183	5,183	802	328,620
当期変動額						
剰余金の配当		△12,176				△12,176
当期純利益		6,053				6,053
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,768	1,768	254	2,023
当期変動額合計	△2	△6,124	1,768	1,768	254	△4,101
当期末残高	△38,782	316,509	6,952	6,952	1,057	324,519

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	32,644	316,702
当期変動額							
剰余金の配当						△12,176	△12,176
当期純利益						14,660	14,660
自己株式の取得							—
自己株式の処分							—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,483	2,483
当期末残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	35,128	319,186

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△38,782	316,509	6,952	6,952	1,057	324,519
当期変動額						
剰余金の配当		△12,176				△12,176
当期純利益		14,660				14,660
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,491	△1,491	274	△1,217
当期変動額合計	△2	2,481	△1,491	△1,491	274	1,263
当期末残高	△38,785	318,990	5,460	5,460	1,331	325,782

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 商品・製品・原材料

総平均法

② 仕掛品・貯蔵品

個別原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

(5) 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」882百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,560百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	13,248百万円	13,470百万円
長期金銭債権	1,489百万円	1,624百万円
短期金銭債務	8,328百万円	5,712百万円

2 保証債務

当社は連結子会社である株式会社ジェイビーからパチンコパーラーへの遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
取引先480件	1,870百万円	取引先38件 91百万円

※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	682百万円	1,097百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	25,322百万円	13,610百万円
仕入高	6,293百万円	6,257百万円
その他の営業取引高	6,465百万円	4,944百万円
営業取引以外の取引高	1,698百万円	1,680百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売手数料	1,184百万円	1,263百万円
広告宣伝費	1,933百万円	1,180百万円
給与手当	2,740百万円	2,809百万円
賞与引当金繰入額	346百万円	347百万円
退職給付費用	216百万円	193百万円
貸倒引当金繰入額	△14百万円	△0百万円
減価償却費	97百万円	88百万円
株主優待引当金繰入額	113百万円	95百万円
研究開発費	14,107百万円	10,162百万円
おおよその割合		
販売費	32%	36%
一般管理費	68%	64%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	51,580	51,580
関連会社株式	164	164
合計	51,745	51,745

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	136百万円	236百万円
賞与引当金	209百万円	205百万円
貸倒引当金	7百万円	7百万円
退職給付引当金	1,341百万円	1,399百万円
投資損失引当金	116百万円	116百万円
減価償却費	3,243百万円	2,400百万円
関係会社株式評価損	4百万円	4百万円
長期末払金	730百万円	730百万円
新株予約権	292百万円	366百万円
繰延資産	463百万円	461百万円
その他	251百万円	250百万円
繰延税金資産小計	6,797百万円	6,180百万円
評価性引当額	△166百万円	△166百万円
繰延税金資産合計	6,630百万円	6,013百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,068百万円	△2,409百万円
その他	△1百万円	△2百万円
繰延税金負債合計	△3,069百万円	△2,412百万円
繰延税金資産の純額	3,560百万円	3,601百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.9%	△2.7%
住民税均等割	0.7%	0.3%
試験研究費に係る税額控除	△5.2%	△3.8%
評価性引当額の増減	1.3%	0.0%
その他	△0.1%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4%	24.4%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	699	103	33	30	769	600
	構築物	62	0	—	0	62	58
	機械及び装置	4,431	69	28	149	4,473	4,002
	運搬具	204	15	28	18	190	156
	工具、器具及び備品	17,065	1,916	4,326	1,879	14,654	11,476
	計	22,462	2,104	4,417	2,078	20,149	16,294
無形固定資産	ソフトウェア	—	—	—	88	295	185
	電話加入権	—	—	—	—	33	—
	計	—	—	—	88	329	185

(注) 1 工具、器具及び備品の当期増加額及び減少額の主なものは次のとおりであります。

増加 新機種開発用金型の取得 1,683百万円

減少 開発用金型の廃棄 4,110百万円

- 2 無形固定資産については、総資産額の1%以下のため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
- 3 当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	25	5	5	24
賞与引当金	684	670	684	670
株主優待引当金	113	95	113	95
投資損失引当金	379	—	—	379

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
買増受付停止期間	当社基準日の10営業日前から基準日に至るまで
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告掲載URL https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html
株主に対する特典	<p>1 株主優待制度の内容 当社グループのゴルフ場「吉井カントリークラブ」(群馬県高崎市)でご利用いただける優待券を年2回贈呈いたします。</p> <p>2 対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主</p> <p>3 株主優待券の贈呈基準及び優待内容</p> <p>(1) 100株以上1,000株未満 平日10,000円、土日祝日5,000円割引券を1枚</p> <p>(2) 1,000株以上10,000株未満 全日プレーフィー無料券を1,000株につき1枚</p> <p>(3) 10,000株以上 全日プレーフィー無料券を一律10枚</p> <p>4 発送日及び有効期間</p> <p>(1) 3月31日現在の株主 6月下旬発送、翌年の2月末まで</p> <p>(2) 9月30日現在の株主 12月初旬発送、翌年の8月末まで</p>

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第53期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第54期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

第54期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月13日関東財務局長に提出

第54期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

2018年7月4日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2018年7月4日に提出した臨時報告書（新株予約権の発行）の訂正報告書

2018年7月20日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月28日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三 共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基 明 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SANKYOの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社SANKYOが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三 共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの2018年4月1日から2019年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYOの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長筒井公久は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的に達成しようとするものであり、固有の限界を有するため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価における手続の概要は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その評価結果を踏まえて業務プロセスの評価範囲を選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について関係者への質問、記録の検証等の手続を実施し、内部統制の整備及び運用状況を評価することによって、その有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。重要な事業拠点の選定には、連結売上高を指標とし、概ね2/3を一定割合といたしました。当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とし、さらに、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを追加して評価対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施、評価した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長筒井公久は、当社の第54期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。